

第 4 4 号議案

足立区と葛飾区の行政境界に係る道路の管理に関する協定の変更  
について

上記の議案を提出する。

平成 2 0 年 2 月 2 1 日

提出者 足立区長 近 藤 弥 生

足立区と葛飾区の行政境界に係る道路の管理に関する協定の変更  
について

道路法(昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号)第 1 6 条第 2 項の規定に基づき、  
足立区と葛飾区の行政境界に係る道路の管理に関する協定を、下記のと  
おり変更する。

記

- 1 協定を適用する道路（以下「協定適用道路」という。）の区域に、  
次の区域を加える。

起 終	点 点	幅員・延長等
(1)	足立区綾瀬二丁目 1 番 1 地先から 葛飾区西亀有二丁目 1 4 5 2 番 5 地先まで	別紙略図 のとおり
(2)	足立区綾瀬二丁目 4 6 番 5 地先から 葛飾区西亀有二丁目 1 4 1 7 番地先まで	別紙略図 のとおり
(3)	足立区東和一丁目 3 番 1 3 地先から 葛飾区西亀有四丁目 1 番 1 地先まで	別紙略図 のとおり
(4)	足立区中川一丁目 2 3 8 番 3 1 地先から 葛飾区亀有三丁目 2 3 8 2 番 1 7 地先まで	別紙略図 のとおり

- 2 協定適用道路の管理は、(1)は足立区が、(2)、(3)及び(4)  
は葛飾区が行う。

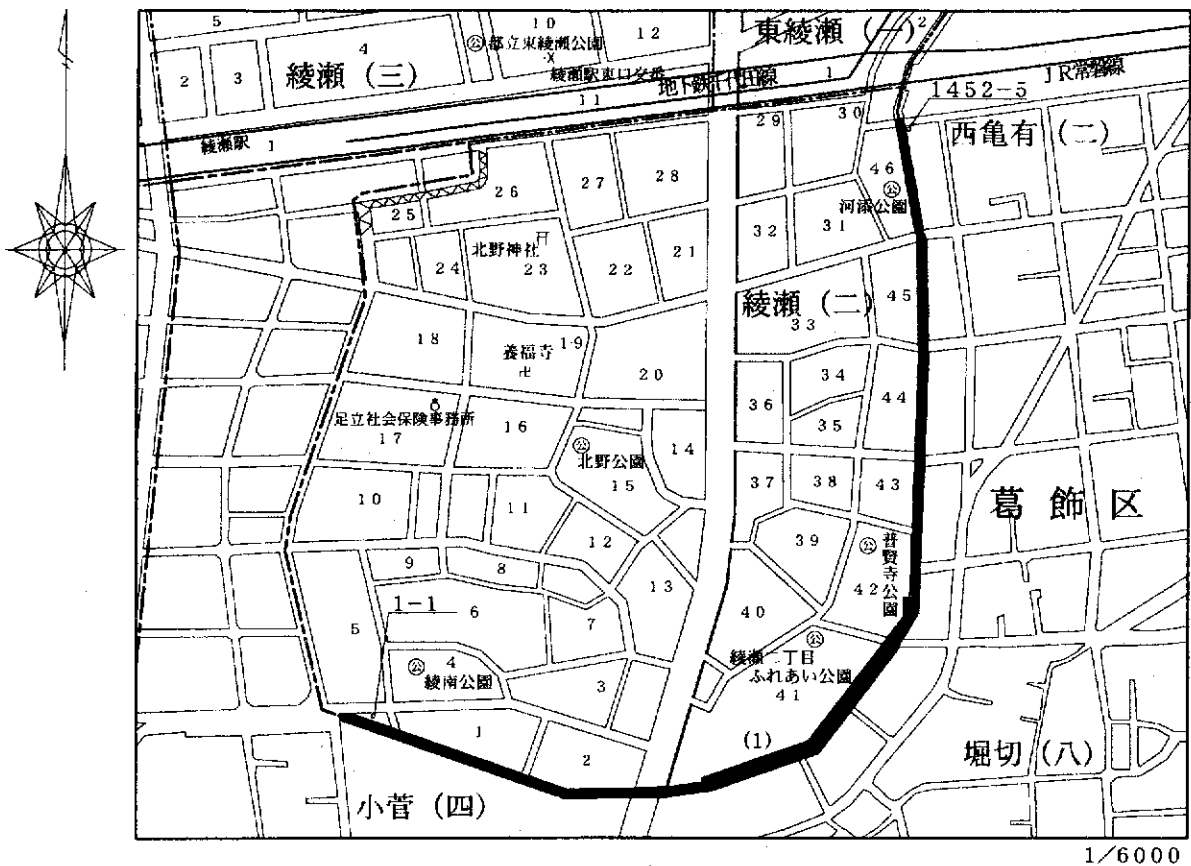
- 3 協定適用道路の管理に要する経費は、それぞれの区の負担とする。
- 4 協定適用道路の管理に伴う収入は、それぞれの区の収入とする。

(提案理由)

足立区と葛飾区の行政境界に係る道路の管理について、協定を変更する必要があるので、この案を提出いたします。

なお、本件は、協定適用道路の追加の必要が生じたため、平成12年11月24日に締結した協定を変更いたすものであります。

足立区綾瀬二丁目、葛飾区小菅四丁目、堀切八丁目、西亀有二丁目地内略図



凡 例

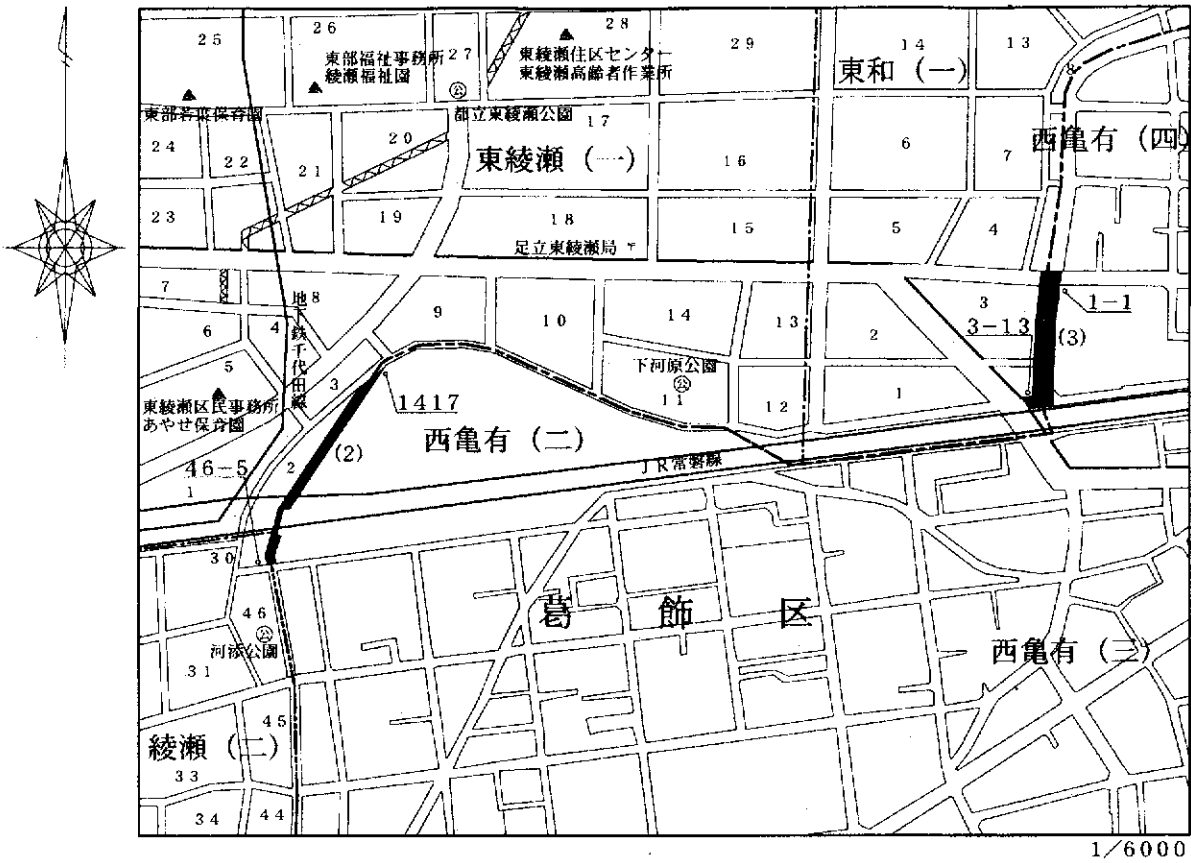
- |       |         |       |                 |
|-------|---------|-------|-----------------|
| —〈・〉— | 都 県 境   | ———   | 特別区道路線          |
| —・—   | 区 界     | ..... | 区 管 理 通 路       |
| —・—   | 町 丁 目 境 | △△△△  | そ の 他 の 通 路     |
| ====  | 国 道 路 線 | ■     | 管 理 協 定 締 結 路 線 |
| ====  | 都 道 路 線 |       |                 |

(1) 幅 員 6.66 ~ 15.84 m

延 長 940.28 m

面 積 10,756.63 m<sup>2</sup>

足立区綾瀬二丁目、東綾瀬一丁目、東和一丁目、  
葛飾区西亀有二丁目、西亀有四丁目地内略図

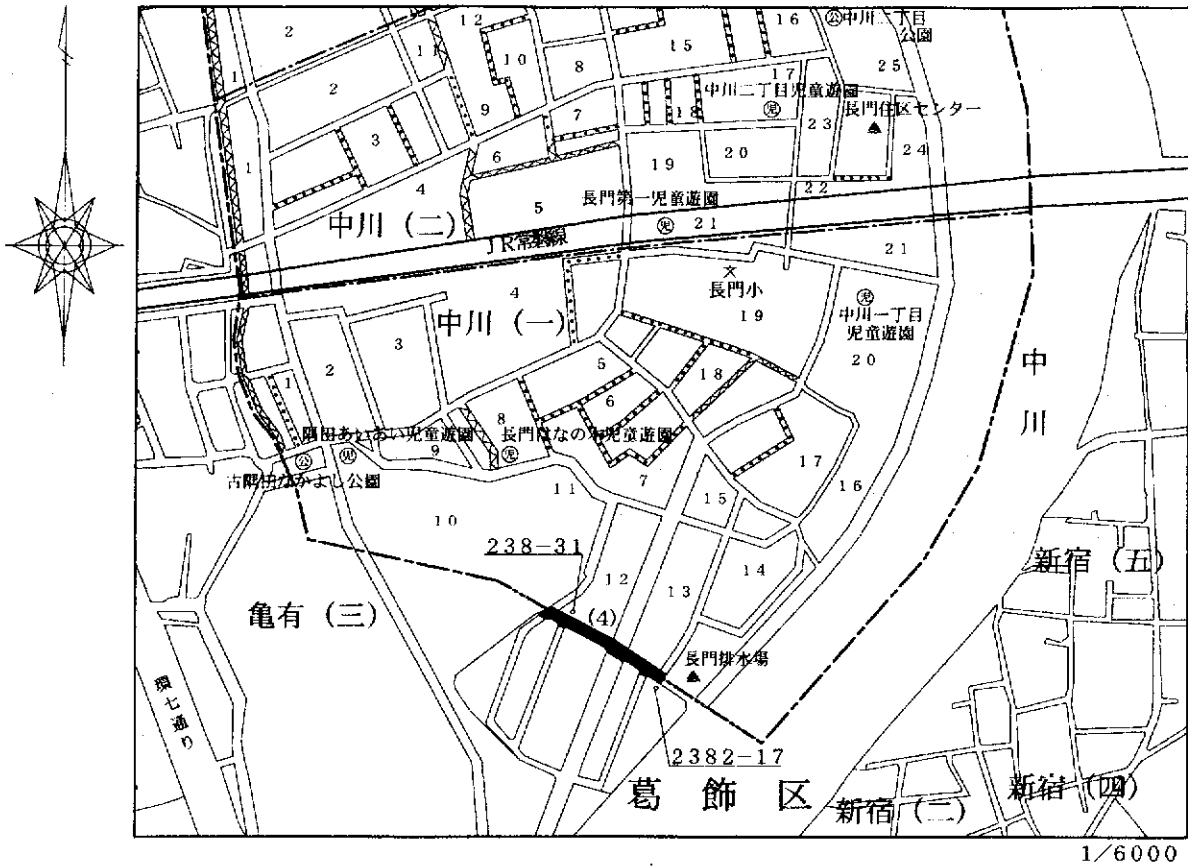


凡 例

- |       |         |       |          |
|-------|---------|-------|----------|
| —<•>— | 都 県 境   | ===== | 特別区道路線   |
| —••—  | 区 界     | ..... | 区管理通路    |
| —•—   | 町 丁 目 境 | ~~~~~ | その他の通路   |
| ===== | 国 道 路 線 | ■     | 管理協定締結路線 |
| ===== | 都 道 路 線 |       |          |

(2) 幅員	3.89 ~ 7.63 m
延長	176.54 m
面積	1,168.89 m <sup>2</sup>
(3) 幅員	16.08 ~ 16.62 m
延長	108.86 m
面積	1,828.00 m <sup>2</sup>

足立区中川一丁目、  
葛飾区亀有三丁目地内略図



凡 例

	都 県 境		特別区道路線
	区 界		区管理通路
	町丁目境		その他の通路
	国道路線		管理協定締結路線
	都道路線		

(4) 幅 員 10.45 ~ 10.55 m

延 長 111.69 m

面 積 1,282.31 m<sup>2</sup>